

**答 申 書**  
**( 答 申 第 308 号 )**  
令和2年(2020年)7月3日

---

**1 審査会の結論**

北海道知事が、学校法人の補助金交付等に係る関係書類に押印された法人代表者の印影について、非開示としたことは妥当である。

**2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨**

省略

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、以下のとおりである。

ア 「私立学校管理運営費補助金交付要綱」に規定する補助金のうち「私立専修学校等管理運営費補助金」により補助金を交付した学校法人「〇〇」及び「〇〇」に対する補助金に係る以下の文書。ただし、平成30年度及び31年度交付に係る分。

(ア) 上記学校法人が補助金の交付を受けるために必要な北海道に提出した「北海道補助金交付規則」及び「私立学校管理運営費補助金交付要綱」等に規定されている交付申請書、事業等実績書等及びこれらに添付しなければならないとされる必要書類等の文書すべて。

(イ) 上記補助金の交付にあたり北海道が上記学校法人の申請に対して行う、交付の決定通知、補助金額の確定通知等の「北海道補助金交付規則」等に規定されている所定の文書すべて。

(ウ) 上記補助金の交付にあたり「北海道補助金交付規則」第11条による状況報告等を上記学校法人に求め又は調査を実施した場合はその内容が記された文書。

(エ) 上記(ア)から(ウ)の事項を処理するために作成した稟議書。

イ 北海道総務部法務・法人局学事課が前記アの(ウ)以外で、〇〇、〇〇に対する法人運営等について監査若しくは実施調査又は指導等を実施した際の内容が記載されている報告書等の文書及びこの事項を処理するために作成した稟議書。（平成30年度及び31年度に係る分。）

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、対象公文書を、別紙1のとおり、特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして、令和元年7月22日付け学事第808号で公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分において非開示とした情報のうち、「法人代表者の印影」（以下「本件非開示部分」という。）について、処分の取消しを求めていることから、本件非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

そして、競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、次のような情報をいうとしている。

(7) 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上のノウハウ等の事項に属する情報、販売、営業上の事項に属する情報等であって、開示することにより当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が不当に損なわれると認められるもの

(イ) 経理、労務管理等の法人等又は事業を営む個人が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより当該法人又は事業を営む個人の事業運営が不当に損なわれると認められるもの

(ウ) 法人等又は事業を営む個人の社会的評価、社会活動の自由等が不当に損なわれると認められるもの  
また、不当に損なわれると認められるものに該当するかどうかは、当該法人等又は事業を営む個人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとされている。

イ 実施機関は、本件非開示部分について、概ね次のとおり主張する。

(7) 知事に提出する補助金関係書類の印鑑については、特にその種類は指定されておらず、申請者がその書類の性質を踏まえ、常識の範囲内で代表者としての印鑑を使用しており、そこで使用された印鑑については、法人の意思に基づかず、みだりに公開、公表されない利益を有している。

(イ) 法人代表者印の印影については、認証機能を有しており、法人自身が管理し、一般に公開されることを欲しない、内部管理上の事項に属する情報であるため、これを公開することにより、偽造等の不正使用を誘発する可能性を高め、虚偽の契約書等の作成が容易となるなど、法人に不利益を与え、事業運営が不当に損なわれるおそれが認められる。

(ウ) 補助金関係書類に使用されている法人代表者印は、日常的な取引などに広く使用する印鑑とは異なるものであると考えられ、本件非開示部分についても、外形的な形状に独自性があり、補助金関係書類の記載内容が真正なものであることを示すための認証機能が強い印鑑を使用していることが客観的にも認められるものであり、みだりに公開、公表を予定していない印影であると認められる。

ウ 請求人は、本件非開示部分について、概ね次のとおり主張する。

(7) 全ての法人代表者印の印影が秘密裏に管理されている性質のものではなく、そのほとんどは外部に対して使用することが予定されている情報である。公金の支出を請求するのに使用しているのであれば、当該法人としてこれが公になることを拒みうる性質のものではない。

また、当該法人代表者印の印影は、補助金関係書類が真正なものであることを示すために押印されているものであるから、作成名義人の氏名等と相まって契約等を締結したものを特定し、契約締結権限を証明するという意味を有するほか、特殊な情報が含まれているわけではない。地方公共団体の契約の相手方の氏名が既に開示されている場合においては、法人等の印影は付随的な情報にすぎず、これを開示されたからといって、当該法人の正当な利益が損なわれるとは認められない。

なお、印影を開示したとしても、そのことが直ちに偽造行為の誘因となるとは考えがたく、また、開示された印影を用いて、印章偽造を行うなどは、異例な場合に起こりうるものであり、法人の社会的評価が不当に損なわれることの蓋然性が高いとまで言えるものではない。

以上のとおり、条例の公開原則の趣旨からして、公文書に記載されている法人の印影を全て非開示とすることは妥当ではなく、開示することにより、法人の事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるおそれが客観的に認められるか否かを個別かつ具体的に判断すべきである。

(イ) 法人代表者印は、

- a 登記などに使う法務局に届け出た「登録印」
- b 小切手や預貯金の払い出しに使う「銀行印」
- c その他の契約、請求書、領収書等に日常的に使用する「副印」

に区別することができ、その種類により認証機能が異なり、法人のリスク管理の観点からも補助金関係書類に押印しているのは「副印」であると推定するのが妥当である。

実施機関は、補助金関係書類は重要な書類であるため、そこで使用される印鑑は、日常的な取引などに使用する印鑑とは異なる認証機能の強い印鑑であると推論しているが、当該書類については、使用する印鑑を指定している事実はなく、印鑑の種類指定のない書類に、認証機能の強い印鑑を使用するのか、日常的な取引などに広く使用する印鑑を使用するのかは自明の理である。

また、実施機関は、当該法人が使用した印鑑をその形状を分析して、認証機能が強い印鑑であると推定するが、外形的な形状をもって認証機能の強弱の差異を客観的に判断することに合理性はない。

エ 請求人は、平成 30 年に、平成 29 年度及び 30 年度交付に係るものについて、本件開示請求の内容と同内容の開示請求を行い、実施機関が法人代表者印の印影は 2 号情報に該当するとして非開示としたことに対して審査請求を行っている。当審査会では、令和元年 6 月 21 日付け答申第 288 号（以下「先例答申」という。）において、実施機関の処分は、以下のことから妥当であると判断している。

(7) 補助金関係書類に押印する法人代表者印については、法人の意思に基づかず、みだりに公開、公表されない利益を有する。

(イ) 当該代表者印の印影は認証機能を有しており、法人が管理し、一般に公開されることを欲しない、内部管理上の事項に属する情報であるため、これを開示することにより、不正使用を誘発する可能性を高め、虚偽の契約書等の作成が容易となるなど、当該法人の事業運営が不当に損なわれるおそれが認められる。

(ロ) 審査会として当該印影を見分したところ、外形的な形状に独自性を有しており、補助金関係書類の記載内容が真正なものであることを示すための認証機能が強い印鑑を使用していることが認められ、これを開示することにより、当該法人の事業運営、社会的評価が不当に損なわれるおそれが認められる。

オ 一般に、金銭を取扱う業務にかかわる文書その他重要書類に押印された法人代表者印については、法人が契約等を行う際に用いるものであることから、法人の内部管理上の事項に属する情報であると認められ、契約関係のない第三者にまで公開することを予定しているとはいえないことから、広く不特定多数の者に、みだりに公にされることを欲しない情報であると認められる。このような印鑑の印影を開示すると、虚偽の契約書が作成されるなどの不正使用を誘発するおそれを高め、当該法人の事業運営及び社会的評価が不当に損なわれると認められる。

そこで、以下、本件非開示部分を開示した場合に、法人の正当な利益を害すると認められるかどうかについて個別に検討する。

本件非開示部分は、「平成 30 年度補助金等交付申請書」、「事業予算書」、「補助事業等実績報告書」及び「補助金等精算書」に押印された、〇〇及び〇〇の法人代表者印の印影である。

実施機関の説明によると、学校法人が実施機関に提出する私立専修学校等管理運営費補助金の交付申請等に係る関係書類に押印する法人代表者印については、特にその種類を指定していないとのことであった。

当該法人が当該書類に押印した印鑑は、公金である補助金の交付申請等という行為の重要性を考えると、日常的な取引などに広く使用される印鑑ではなく、当該書類の記載内容が真正なものであることを証するため、重要な契約等に使用する印鑑と同程度の認証機能を有するものであると考えるのが合理的である。

したがって、当該法人代表者印の印影は、当該法人の内部管理上の事項に属する情報であると認められ、広く公にされることを予定していない情報であって、これを開示することにより、当該法人の事業運営や社会的地位が不当に損なわれると認められる。

以上の判断に加え、当該公文書を見分したところ、先例答申において非開示とすることが妥当であるとした判断を否定する特段の事情も認められないため、本件処分は妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和元年12月27日	○ 諮問書の受理（諮問番号612） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧口頭意見陳述聴取結果記録書、⑨対象公文書の写し）の提出
令和2年1月15日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
令和2年3月31日	○ 審査請求人から諮問事案に係る意見書の提出
令和2年4月17日 （第三部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和2年5月20日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
令和2年6月22日 （第102回全体会）	○ 答申案審議
令和2年7月3日	○ 答申

別紙 1

公文書の名称	開示しない部分の概要	開示しない理由
決定書「平成 30 年度私立専修学校等管理運営費補助金の交付決定について」(平成 31 年 3 月 18 日付け決定学事第 2224 号)	法人代表者印の印影	北海道情報公開条例第 10 条第 1 項第 2 号に該当 法人の内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の事業運営が不当に損なわれると認められるものであるため。(以下「2号情報」という。)
補助指令文 (平成 31 年 3 月 18 日付け学事第 2224 号指令)		
決定書「平成 30 年度私立専修学校等管理運営費事業に係る補助金の額の確定について」(平成 31 年 4 月 26 日付け決定学事第 306 号)	法人代表者印の印影	2号情報に該当するため。
通知文「補助金の額の確定について(通知)」(平成 31 年 4 月 26 日付け学事第 306 号)		
決定書「平成 30 年度私立専修学校等管理運営費補助金の交付決定について」(平成 31 年 3 月 27 日付け決定学事第 2315 号)	法人代表者印の印影	2号情報に該当するため。
補助指令文 (平成 31 年 3 月 27 日付け学事第 2315 号指令)		
決定書「平成 30 年度私立専修学校等管理運営費事業に係る補助金の額の確定について」(平成 31 年 4 月 17 日付け決定学事第 189 号)	法人代表者印の印影、口座振替払の振込先銀行等の名称、支店名及び口座番号	2号情報に該当するため。
通知文「補助金の額の確定について(通知)」(平成 31 年 4 月 17 日付け学事第 189 号)		
決定書「私立各種学校等指導検査の結果について」(平成 31 年 2 月 28 日付け決定学事第 2062 号)		